

平成27年12月17日（木）

於・特許庁庁舎 16階 特別会議室

産業構造審議会知的財産分科会

平成27年度第1回審査品質管理小委員会

議 事 録

特 許 庁

目 次

1. 日時・場所

日時：平成27年12月17日（木） 10時00分から12時00分

場所：特許庁庁舎16階 特別会議室

2. 出席委員

相澤委員長、浅見委員、飯村委員、小原委員、古城委員、竹本委員、
田沼委員、長澤委員、中條委員、中村委員

3. 議事次第

開 会	1
議 題	4
(1) 品質管理に関する取り組みの実施状況について	4
(2) 評価項目・評価基準に基づく中間評価について	6
(3) 中間評価に基づく実施体制・実施状況に対する改善提言について	33
閉 会	44

開 会

○仁科企画調査官 定刻となりましたので始めさせていただきます。ただいまから産業構造審議会知的財産分科会平成 27 年度第 1 回審査品質管理小委員会を開催させていただきます。

事務局を担当しています総務課企画調査官の仁科でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は御多忙の中、御出席いただきましてまことにありがとうございます。本小委員会は、日本の特許、意匠、商標の審査を世界最高品質にすることを目指しまして、昨年 8 月 11 日に知的財産分科会会長の承認によりまして設置されております。本小委員会の委員でございますが、昨年と同じ顔ぶれとなっております。引き続きよろしくお願いいたします。また、委員長につきましても、引き続き一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授の相澤英孝先生をお願いしております。よろしくお願いいたします。

それでは早速でございますが、本小委員長の相澤委員長に一言御挨拶いただきまして、これより先の議事の進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○相澤委員長 おはようございます。お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。特許庁における審査の品質の向上は、産業財産権制度の運用におきまして重要な課題でございます。皆様方の御協力をいただきまして、我が国特許庁の品質管理を充実し、制度利用者が円滑に制度を利用し事業を進められるように期待を持っております。

昨年度、本小委員会におきましては、審査品質管理における評価項目及び評価基準を決定し、これに基づいて品質管理の実施体制、実施状況等について評価、改善提言等を行いました。本委員会における検証評価の結果が、特許庁内部の取り組みに反映されることを期待していたところでございますが、特許、意匠、商標それぞれについてさまざまな取り組みが現在行われております。本小委員会を活用した審査品質管理の取り組みがなされていることを大変うれしく思っております。今年度第 1 回目となります本日の小委員会では、今年度における特許庁の審査品質の実施体制、実施状況についての中間評価を行うとともに、それらの改善についても議論を予定しております。これに先立ち各委員には既に評価をしていただいておりますので、その結果を踏まえまして議論を進めていただきたいと思います。皆様におかれましては活発に御議論を展開されることを期待しております。

以上簡単でございますが、私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日は、平成 27 年度審査品質管理に関する取り組み状況について質疑を行った後、審査品質の実施体制、実施状況に関する中間評価、中間評価に基づく改善提言の順に御議論いただきたいと思います。

事務局から、配布資料の確認をお願いします。

○仁科企画調査官 相澤委員長、ありがとうございます。

まず定足数の確認をさせていただきたいと思います。まだ渡部委員がお見えでいらっしゃいませんが、現在 10 名の御出席をいただいておりますので、産業構造審議会令第 9 条に基づき、本日の小委員会は成立となります。

引き続きまして、資料の確認をさせていただきます。委員の皆様のお手元に資料のクリップ留めしたものがございます。上から順に、座席表、議事次第・配布資料一覧、委員名簿、そのほかに資料 1 から 6、参考資料 1 から 2 をお配りしております。委員のお手元にあります資料には、横にラベルをつけて各資料の見出しを記載してございます。そちらを御確認いただきまして、もし漏れ等ございましたら挙手いただければと思います。

資料という形で用意させていただいておりませんが、品質ポリシーにつきましては特許、意匠、商標とも変更はございません。お手元にごございます参考資料 2 のマニュアルの中に掲載させていただいております。また、本日は、委員の皆様のお手元には席上配布資料を配布させていただいております。こちらには委員の皆様から既にいただいております評価の内容等を入れさせていただいております。

続きまして、本小委員会の公開の扱いでございますが、従前どおり一般の方の傍聴を認めることとしまして、特段の事情がある場合を除き、議事録と配布資料につきまして、特許庁のホームページのほうに公開させていただきたいと思っております。また、議事録につきましては、委員の皆様方に後日内容を御確認いただきまして、その後に公開させていただくことといたします。

1 点、お願いがございます。委員の皆様の方から御発言いただきます際には、前にございますマイクの緑のボタンがございますが、そちらを押していただきまして、ランプがつきました状態で御発言いただきますようお願いいたします。また、発言が終了しましたら改めまして緑のボタンを押していただきまして、ランプが消えるのを御確認いただければと思います。

○相澤委員長 資料はよろしいでしょうか。

それでは、小委員会の開催に当たり、伊藤特許庁長官から一言御挨拶をお願いいたします。

す。

○伊藤長官 改めまして、本日は委員の皆様、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。小委員会の開催に当たりまして、一言御挨拶させていただきます。

先ほど相澤委員長から御話がありましたとおり、特許庁は、スピードのみならず、品質もレベルアップさせていきたいということで、昨年来、審査の品質管理について検証・評価をしていただく本小委員会を開催してきております。

近年の技術の動向等を見ていますと、特に I o T、情報通信技術が、ものすごい勢いでいろいろな産業、いろいろな技術分野に広がっております。そうしたことにより権利を付与した後に、様々な議論が出てきております。そうした問題への対応という意味でも特許を生み出す観点からは、品質の向上が非常に重要な課題になってきていると改めて認識しております。

海外の動向を見ますと、USPTOにおいては、長官のもとに特許品質担当副局長というポストを設けて品質を重点化するというような動きですとか、あるいはヨーロッパのEPOにおいても、「Quality is our top priority」というスローガンのもとに品質管理体制を強化するという取り組みの発信をしているということでありまして、海外の特許庁においても品質が非常に重視されてきております。

5庁、いわゆる特許の日米欧と中国、韓国の間で行われている特許庁の会合もございませけれども、それ以外にトレードマーク、すなわち商標の5庁、それから今年の12月にデザイン、すなわち意匠のほうも5庁会議というものが発足いたしまして、それぞれの場で品質の問題が一つの共通のアジェンダとして取り上げられている、こういった状況でございます。その意味で、ますます品質の意義が重要になってきたと私ども認識しております。

昨年この小委員会から、品質管理の実施体制と実施状況に対する改善提言をいただきまして、我々内部の取り組みに反映させてまいりました。今日の報告の中にもございませけれども、ユーザー評価調査の中では、全般的な質について満足いただいているというユーザーが過半数を超えるような結果がでており、効果が見え始めております。また、企業と我々との意見交換の中でも、質の点については、一定の評価もいただいていると思っております。こういった前進といいますか、改善は、この委員会の皆様方の御尽力のおかげだと思っております、改めて感謝申し上げます。

品質管理は、継続、改善していくことが重要だと思っております、本年度におきまして、我々の取り組み、評価について十分御審議いただきまして、さらに改善に向けてどう

いったことが必要かという点について審議していただければと思っております。それを受けまして我々としては、去年よりは来年、来年よりはまたその次という形で改善していきたいと思っております。相澤委員長をはじめとした皆様方の取り組みを引き続きお願いいたしまして簡単でございますが、挨拶にさせていただきます。ありがとうございます。

○相澤委員長 ありがとうございます。

議 題

(1) 品質管理に関する取り組みの実施状況について

○相澤委員長 それでは議題に入らせていただきます。

最初の議題は、品質管理に関する取り組みの実施状況です。まず、資料について事務局から説明をお願いいたします。

○仁科企画調査官 先ほど皆様に御確認いただきました資料でございますが、既に皆様には、これらの資料に基づいて評価をしていただいておりますので、簡単な紹介だけをさせていただきます。

まず資料1でございますが、審査品質管理小委員会のこれまでの議論、今年度の予定を掲載させていただいております。資料1の3ページ目、(2)の①に次回の委員会の御紹介をさせていただいております。品質目標の海外調査報告ということも次回の予定としておりますが、こちらは昨年度、皆様のほうで御審議いただきました報告書の中で、審査の品質の定量目標等につきまして、調査・検討を通じ、慎重な議論を行うことが好ましいという形で御指摘いただきましたことを受けまして、今年度、海外庁における品質目標の設定について調査しております。この調査の結果につきましては、次回報告させていただきたいと考えております。

次に資料2でございますが、こちらは改善提言に基づく平成27年度の審査の品質管理の取り組み状況を報告させていただいているものでございます。こちら昨年度、皆様方にいただきました改善提言を受けまして行っております取り組み、あるいは特許庁のほうで課題等について総合的な分析を行いました結果、取り組むべき事項と考えまして、取り組んでいる取り組みを御紹介させていただいております。

次に資料3以降でございますが、資料3は特許についての品質管理に関する報告です。昨年度の委員会で皆様のほうに評価項目として11項目定めていただいておりますが、資料

3ではその11項目に対し、特許についての現状の報告をさせていただいております。

同様に、資料4では意匠についての報告、資料5では商標についての報告をさせていただいております。

資料6でございますが、こちらは皆様方からこの度頂戴しております改善案につきまして、事務局のほうで取りまとめさせていただいたものでございます。内容については後ほど御紹介させていただきます。

先ほど長官の伊藤より御紹介させていただきました、ユーザー評価調査の結果につきましては資料3の中にごさいます、資料3の中に「特許⑦」と書いてある項目があるかと思ひます。特許の項目の⑦の2ページをご覧くださいますと、「ユーザー評価調査」という欄がございます、円グラフで表示させていただいております。国内出願における質全般の調査におきまして、5段階評価のうち4段階評価以上のものが、今年度については過半数を超えるという結果をいただいているところでございます。

以上、資料の紹介を終わらせていただきます。

○相澤委員長 各委員におかれましては、事務局から説明がありました資料に基づいてあらかじめ評価をいただいております。評価を通じまして、品質管理に関する取り組みの実施状況について、不明な点がございましたら御質問いただきたいと思います。なお、恐れ入りますが、御発言の際には挙手をしていただければこちらから指名させていただきます。よろしくお願ひいたします。

評価についてはこれから議論を進めてまいりたいと思ひますが、実施状況についての説明がわかりにくいとかそういうことはございませんか。

(2) 評価項目・評価基準に基づく中間評価について

○相澤委員長 何かございましたら後で御意見いただくことにいたしまして、次に議題の2つ目、評価項目・評価基準に基づく中間評価について御議論いただきたいと思います。資料について事務局から説明をお願いいたします。

○仁科企画調査官 評価項目・評価基準に基づく中間評価でございますが、まず参考資料1をご覧くださいと思います。参考資料1は、昨年度皆様に策定していただきました評価項目及び評価基準になっております。昨年度はこの11項目のうちの、評価項目の⑨番と⑩番を除いた形で評価していただいておりますが、今年度につきましては、昨年度皆様

から頂戴しました改善提言に基づく取り組みを行っておりますので、評価項目⑨番、⑩番についても評価していただいております。

簡単に評価項目⑨番、⑩番について御紹介させていただきますと、まず評価項目⑨番ですが、こちらは評価項目①番から⑤番についての改善状況を評価していただくものになっております。評価項目の①から⑤でございますが、こちらは質の高い審査を実現するための方針・手続・体制を整えているかという観点で作成しておる項目でございます。ポリシー、マニュアルが整備されているか、品質管理の取り組みについて職員に周知されているか、あるいは審査の体制、品質管理の体制について評価していただく項目になっておりますけれども、これらの改善状況について評価していただくのが評価項目⑨番になっております。

次に評価項目⑩番でございますが、こちらは評価項目の⑥番から⑧番の改善状況について評価していただく項目となっております。評価項目の⑥番から⑧番については、品質向上のための取り組み、品質を検証するための取り組み、さらには審査の質の分析・課題抽出の取り組みにつきまして評価していただく項目でございますが、これらの改善状況について評価いただきますのが評価項目⑩番となっております。

次に、委員の皆様のお手元には席上配布資料という形で、委員の皆様それぞれから頂戴しました評価の結果を取りまとめさせていただいております。取りまとめた結果とともに、さらに委員の皆様から個別にいただいております評価票につきましても、特許、意匠、商標の順番に委員の皆様のあいうえお順で並べさせていただいております。こちらもご覧いただきながら審議を進めたいと思っております。

また、今日まだお見えになっておりませんが、渡部委員からも事前に評価をいただいているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○相澤委員長 今の説明に関しまして、何か御意見、御質問等がありますでしょうか。評価についてはこれから御意見をいただきたいと思いますが、説明そのものはよろしいですか。説明につきまして、これからの御発言の中で触れていただいても結構でございます。

それでは、各委員から、評価の結果につきまして簡単に御説明いただければ幸いです。改善の提言につきましては次の議題でお聞きいたしますので、中間評価について御発言をお願いできればと思います。

そうすると、浅見委員からご意見をいただけますか。

○浅見委員 まず発言させていただきます。評価と改善提言を必ずしも分けていないところもあるかと思えますけれども、まず評価について少し発言させていただきます。

特許は後に置きまして、意匠と商標について申し上げます。基本的に意匠については、昨年のこの場で、今年からハーグ協定、ジュネーブ改正協定に基づく出願の審査が始まるので、それについてはとりわけ慎重に審査をしてほしいという意見を申しました。それについての報告によりますと、協議をしていただいて運用の統一を図っていただいているということでございまして、これについては評価いたします。ありがとうございます。

次は商標でございますけれども、商標については、今年の4月から、音とか色彩といったような新しいタイプの商標について出願が始まったわけですが、これについても丁寧な審査をしていると伺っております。それから、昨年発言させていただいたことですが、商標の場合には、拒絶された案件よりも、登録になった案件についていろいろ問題になることが多いかと思えます。それについては、この報告によりますと、異議申立の案件の分析もしていただいているということで、これについても評価したいと思います。また、新しいタイプの商標につきましては、かなりの出願がなされているということがホームページに発表されておりますけれども、これらの審査につきまして、それを適切に行うための体制を今後も整備していただければと思います。

次は特許ですが、特許については、評価としてはやや厳しめの評価をさせていただきました。基本的に、随分体制も充実してきておりまして、協議とか品質監査の件数を拡大していることについては評価したいと思います。しかしながら、昨年から申し上げているのですが、審査の質をそもそもどういうふうに定義するのかとか、その定義に基づいて何をすべきか、という議論がまだ十分ではないのではないかと思います。また、現在の取り組みが質の向上にどのように役立っているか。それを確認するためには、どういった評価をすればいいのかということを改めて検討していただいたほうがいいのではないかと考えております。

特許の審査の質という評価はなかなか難しく、ロケットの部品を製造する、その品質評価をするという場合とは違って、審査の質を図るための数値目標の設定が難しいことは十分に理解しております。しかし、世界最高品質の審査ということを目指して掲げていらっしゃるわけですから、外国特許庁のヒアリングの結果を待って目標を設定するというのではなくて、日本の特許庁が独自に目標を設定していくような姿勢があってもいいのではないかと思います。

一応、評価については以上とさせていただきます。ありがとうございました。

○相澤委員長 ありがとうございます。

仁科さん、お願いします。

○仁科企画調査官 浅見委員、ありがとうございます。特許についてということで御指摘いただいておりますけれども、審査の質に関しては、特許、意匠、商標いずれも当てはまることかと思えます。まず私のほうからお答えさせていただきたいと思っております。

審査の質とは何かと、定義すべきではないかという御趣旨もあったかと思っておりますけれども、昨年の議論にもございましたように、審査の質を測定するような決め手となる指標というのは、探すのはなかなか難しいのではないかと思っております。ただ、浅見委員御指摘のとおり、個々の施策についてちゃんと効果が得られているのかどうかというところを検証することは非常に重要だと考えておまして、私どもとしても個々の施策の効果について、できるだけ客観的な検証を行いたいと思っております。

例えば、今日、皆様お集まりいただいております本小委員会における委員の皆様の御発言、評価も、この検証のための非常に重要な手段と考えておりますし、また、各資料で報告させていただいておりますユーザーの皆様との意見交換の中で得られた審査の質に関する御意見も、質を評価するための重要な指標と考えております。

また、産業界の皆様にはユーザー評価調査という形で、あるいは弁理士会の皆様にも御協力いただいておりますけれども、特許庁のほうからアンケート調査をさせていただいておりますし、そういったアンケート調査の中でも、審査の質についてコメントを頂戴しているところでございます。こういった客観的なデータ、コメントを用いまして、審査の質を検証していくことについては引き続き行いたいと考えております。

そういった意味では、今回皆様のほうに評価していただくに当たりまして、資料2から資料5を用意させていただいておりますが、客観的な検証を行っているという観点からの説明がいまひとつ十分ではないというところは認識しておりますので、そちらにつきましては、次回の委員会の資料を作成する際に改善していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○相澤委員長 岩崎さんどうぞ。

○岩崎調整課長 特許のほうから補足させていただきます。先ほど浅見委員のほうからありました、審査の質というのはロケットの部品の品質を評価するのと違うというのは、ま

さにおっしゃる通りであります。やはり特許権、攻めるも守るも同じ特許権で成り立っておりますので、そこら辺の評価は非常に難しいところであります。ただ、いずれにしても円滑な事業展開を支援するために特許権が活用されているという事実は間違いなく、その過程で審査が行われているのもまた間違いのないところでありますので、幅広いニーズに応えることが重要だと考えております。その意味から個々の取り組みごとにある程度目的は明確にしているつもりでありまして、今後レビューを行う予定ではありますけれども、最終的にはユーザーの皆様方が審査について、どのように考えておられるのかというのが非常に重要だと考えているところでございます。

○相澤委員長 山田さん、お願いします。

○山田意匠課長 意匠の品質の定義というところで少し明らかにしておこうと思っております。意匠については審査国がそもそも少のうございまして、アメリカと韓国が基本的に審査をしている国でございます。こうした国におきましても、評価というところは固まりつつありますが、まだ定義はないという状態でございます。その中で両国の一つの目安としては、やはりユーザーの評価となっております。ユーザーサービスの質の向上というところが恐らく一番の評価項目になっておりますので、これを我々も一つの指標としていくのだろうと思っております。権利を付与した後、もしくは権利を付与する過程におけるユーザーサービスの質の向上というところになりますので、一つの取り組みとしては、権利を付与するだけではなくて、拒絶理由通知においてユーザーに伝えておくべきこと、つまり、拒絶理由通知の中に、懇切丁寧にきちんと判断内容を書いておくことだと考えています。それから登録になったものについては、登録意匠の周辺の情報、周辺で登録もしくは参考情報がこうしたものがあるということをしちゃんと伝えておくことによって、我々の行った審査の結果を知っていただく、その情報を活用していただくというところにつなげていく。こうしたところで疑義がある部分について意見をいただいて、さらなる審査の質の向上に取り組んでいくというところにつなげていくのだろうと思っております。相手がユーザーですので、ユーザーと我々の取り組みのところをもっともっと高めていくところが一つの目安になるだろうと思っております。

いずれにいたしましても、まだまだ緒についたばかりでございますので、定義というところを改めてアメリカ、韓国等の評価も踏まえまして、設定していきたいと考えております。

○相澤委員長 青木さんお願いします。

○青木商標課長 商標について簡単に申し上げますと、今、意匠課長が申し上げたように、ユーザーの皆様の評価というのは一つの重要な指標であろうと考えております。私どもでも例年ユーザー評価をいただいて、いろいろ工夫して起案の書き方等を改善して、それによってユーザーの皆様から、拒絶理由通知書の中に様々な補正に関する示唆があつて非常に有用であるとか、書き方が丁寧になったとか、そういった評価もいただきつつあります。今後もそういったユーザー評価を一つの指標として改善を検討していきたいと考えております。

○相澤委員長 浅見委員、よろしいですか。

では、飯村委員お願いできますか。

○飯村委員 飯村でございます。私は実際に携わっている仕事の性質上、審査について詳細を承知しているわけではないので、極めて抽象的でございますけれども、抽象的なお話をさせていただきます。

現在の状況を前と比べると、実に精密で充実した審査が進んでいるという印象を持っております。少し長い目を見た場合に、トータルな意味で質が向上していると思えます。そのような印象を持っております。

さらに抽象的になりますが、質を高めるに当たっては、審査をする人の問題、組織におけるサポート体制、及びユーザーと対話ないし認識の共有があると思えます。そのようなプロセスにより審査が向上し、品質が確保されるものと思っております。

形式的に審査の質を高めることを目標としたり、審査において、いろいろな点に注意を払うために慎重な手続を設けると、その結果として、与えられる権利が狭くなったり、権利が付与されるチャンスが少なくなったりするというマイナスの結果が生じることかあります。しばらく経過して、そのような目標を立てて実施しなかったときと比較してみると、ユーザの役に立っていないことがよくあるものです。そのような結果にならないよう、審査に当たっては、今、取引社会において求められているものは何かというものを注意深く見守り、将来の姿も考えながら進めていくことが、あるべき方針の一つであろうかと思っております。

抽象的な意見で甚だ申し訳ありませんけれども、そういうことで意見として述べさせていただきます。

○相澤委員長 ありがとうございます。

仁科さん、お願いします。

○仁科企画調査官 飯村委員、御指摘ありがとうございます。また、審査の質につきまして、向上しているという評価をいただきましたことに御礼申し上げます。委員御指摘のとおり、今求められているものは何かという観点で我々が審査に取り組んでいくことは非常に重要だと考えておりました、委員の皆様にご提供させていただいております資料にも御説明させていただきましたが、ユーザーの皆様からさまざまなニーズを把握するとか、あるいは技術の動向、意匠の動向、商標の動向を把握するという調査もさせていただいているところでございます。

また、質を追求し過ぎるとまた権利が狭くなったり、与えるチャンスが少なくなったりするのではないかと御指摘もいただいておりますけれども、品質ポリシーにも記載させていただいておりますとおり、「強く・広く・役に立つ」権利の設定ということになっておりました、決して質を良くしたからといって狭くなるような権利を設定するということはしないようにしたいと思っております。そのポリシーについては審査官に周知しているところでございますので、引き続きそういったポリシーをもって審査を進めていきたいと思っております。

○相澤委員長 岩崎さん、山田さん、青木さん、よろしいですか。

飯村委員よろしいですか。

では、小原委員お願いいたします。

○小原委員 小原です。私は弁理士として、飯村先生のように上から見て発言することはできず、下から見上げる発言になりますので、細かいことになりますけれども、質問も交えてお話しさせていただきたいと思っております。

まず、特許庁内部の審査品質体制の整備を1年間拝見して、庁を挙げて審査品質の整備を図られていることが非常によく伝わってきます。その上で、私どもはどうしてもユーザーとしてのインターフェースのところがよく見えてしまいます。例えば、ユーザーへのアンケート調査における評価について幾つか質問させていただきたいのですけれども、昨年度、そして本年度も、ばらつきのない判断というところで、ユーザーが普通又は不満を抱えている結果となっています。昨年度の本小委員会の改善提言を受けて、特許庁のホームページに苦情処理の窓口を開設していただきましたが、その利用状況について教えていただけないでしょうか。

○相澤委員長 それでは、仁科さんお願いします。

○仁科企画調査官 御質問、ありがとうございます。小原委員から御指摘いただきました、

特許庁ホームページにおける御意見受け付けの状況でございますが、こちらについては昨年度の第1回小委員会において小原委員から御提案を受けまして、昨年の11月に特許庁のウェブサイトのほうに、「審査の質の向上のための御意見受付」というページを設けまして、御意見の受け付けを開始したところでございます。これまで、このページを通じまして20件の投稿をいただいております。中には単なる情報提供に当たるものですか、誤解に基づくような御指摘もあるのですが、審査の質についていただいた御意見につきましては、こちらにおります特許、意匠、商標の各セクションのほうで分析を行いまして、審査の質の向上に役立っているところでございます。

○小原委員 ありがとうございます。今後も継続してユーザーの声を聞いていただくために、特許庁のウェブサイトに苦情処理窓口が設けられていることのPRをお願いしたいと思っております。

それと今回のユーザーのアンケート評価に、拒絶理由通知の記載の印象の変化についてというものがございまして、本年度から、現状の拒絶理由通知の質についての評価だけでなく、拒絶理由通知の質の一年間の変化についての御質問をされ、現状の拒絶理由通知の質だけでなくその変化の状態を把握する質問があつて非常によいと思うのですが、この場合に拒絶理由通知全般の品質の変化に関する評価と、本年度運用が変わったプロダクト・バイ・プロセス・クレームのような特定クレームに関する拒絶理由通知に関する評価とが混在して質問されているように思います。プロダクト・バイ・プロセス・クレームに関する拒絶理由通知については、不満の声もあるところでございますが、全般的な拒絶理由通知の評価に含まれていると考えてよいでしょうか。

また、特定の出願ということで、特定の特許出願、特定の国際特許出願を対象にしたアンケート調査があるようではありますが、その「特定の」というものは何であるか教えていただきたいと思っております。

○相澤委員長 岩崎さん、お願いします。

○岩崎調整課長 私のほうからお答えさせていただきます。今、小原委員から御質問のありました、印象の変化のところでございますが、今年度新設した項目の印象の変化には、プロダクト・バイ・プロセスに対する拒絶理由通知への評価も入っております。印象が変化した場合は、自由記載欄にその理由も記載してもらうような形になってございまして、プロダクト・バイ・プロセス・クレームに関する御意見のほか、見直した記載様式に関する御意見もいただいております。現在分析中ではありますが、「良くなった」とい

う御意見が4分の1ございました。

それから、「特定の出願」というのは何を意味しているのかという御質問についてですが、特定の出願というのは、回答者として抽出された出願人に対して、質全般の評価以外に出願人御自身の案件を出願番号を特定して連絡して、当該案件の審査の質に対して評価をいただいているものでございます。

○小原委員 ありがとうございます。ユーザーの声を適切に、現状と、現状に至る変化という点から捉える質問事項を今後も工夫していただければありがたいと思っております。

質の向上のための取り組みとして、特許庁内部の決裁、協議、面接や電話の対応も非常によくなってきてまして、非常にありがたいところです。それから、登録調査機関によるサーチを全件評価していただいて御指導いただいていること、またサーチのインデックスの付与などについても整備を実施していただいていること、これらのことは非常にありがたいと思っております。それと拒絶理由通知の記載の様式も統一が図られて見やすくなり、非常に助かっておりまして、ありがたいと思っております。

もう一点、本年度の取り組みとして今回拒絶理由通知のサンプルチェックが発送後から決裁後発送前変わったということで、これも庁を挙げて頑張っていらっしゃることがわかって大変評価させていただきたいと思っておりますが、これについてもチェック時期が発送後であった昨年度から決裁後発送前になったことでどのように変わったのか、サンプルチェック数、サンプルチェック対象、発送時期など違いがあったのか、教えていただけないでしょうか。

○相澤委員長 岩崎さん、お願いします。

○岩崎調整課長 御質問ありがとうございます。今、小原委員から御指摘ありましたとおり、品質監査を発送後から発送前に変えさせていただきましたけれども、そのことによるサンプル数であるとか監査期間の変化は特段ございません。ただ、今年度から、より適切な監査が実施できるように、異なるタイプの品質管理官それぞれが行う監査に応じて、起案種別を分担することにしております。それにより、昨年度よりもさらに詳細に起案種別を設定して、その設定した起案種別ごとにサンプルを抽出するなどの変更点はございます。しかしながら、基本的にはサンプル数であるとか期間の変化はないということでありまして。発送前にチェックするわけですから、監査により発見した不備を解消可能にしたというところで、今回変更したことに意味があるのではないかと考えています。

○小原委員 ありがとうございます。サンプルチェック対象は、完全にランダムに抽出

しているということですのでよろしいですね。

○岩崎調整課長 はい。

○小原委員 ありがとうございます。

サンプルチェック対象については、配置換え等があつて分野に慣れていない審査官による審査に関する拒絶理由通知についてのチェックは、より重点的に行っていただきたいです。それでは質問ばかりになってしまいましたけれども、私としては今後もユーザーの声を聞いていただいて、よりよい方向に審査品質体制を整備していただきたいと思います。

意匠については、審査国が米国、韓国、日本のみであり、審査主義をとっていること自体がチャンスと考えられ、特に日本の意匠審査は非常に質が高いと皆さんおっしゃっておりますので、今後も最新の製品や技術動向のトレンドをどのようにつかむか、学会にも積極的に参加されていることですので、そのようなトレンドを抽出して、先行技術文献を的確に抽出して、強く安定した権利を成立させていただくことを切にお願いします。また、適正な審査官の確保などもお願いしたいと思っております。

商標については、先ほど特許では決裁後発送前のサンプルチェックに移行したことに対して、商標では、登録査定案件については品質管理の時期を決裁後発送前に実施したとありますけれども、拒絶査定案件については、どのように今後チェックされる予定があるでしょうか。

○相澤委員長 青木さん、お願いします。

○青木商標課長 商標について、御質問ありがとうございます。委員御指摘のように、登録査定につきましては発送前に行うということで徹底しております。それによって不適切な登録査定をなくすという効果は当然ながらあります。それから拒絶査定については、現時点では手作業で行っており、マンパワーの問題がございまして、まだ登録査定のようにできていないのですけれども、今後、発送前にできるようにシステムの改善について予算を獲得する等の手続を現在とっておるところでございます。

○小原委員 ありがとうございます。商標については新タイプの商標審査体制の構築が図られていること、これについて大変評価させていただきたいと思います。また、チェックの時期なども今後も御考慮いただき、適正な審査官数を確保していただいて、発送前のチェックに移行していただければありがたいと思っております。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

よろしいですか。

それでは、古城委員お願いいたします。

○古城委員 古城でございます。私からは個別の事項ではなくて、全体的な評価のあり方について一言発言させていただきたいと思っております。この評価票ですが、評価の理由というところは、ほとんど特許庁の事務局のほうでお示しいただいた、こうこうこういうことをやったと、こういう点が評価できるという理由のところに書いていただいたものを、「とのことである」ということで全部書かせていただきました。

これはなぜかと申しますと、実際自分で検証しているわけではないので、それを自分の評価の理由のようにするというのは、どうも気持ちが悪いというところがあります。ただし、書いていただいていることを見ると、既にお示しいただいた資料の中で、なるほどそういうことをやっているなということがわかる資料は配っていただいているのですけれども、その資料に書いてあること自体が自分の目で見ているかというところでもないで、その辺のところは自分が見聞きしたことのようによく書くのは抵抗があるということで、そういう形にさせていただきました。

もう一つ、少し気になりましたのは、この評価の理由というのはいくつという形で書かれるのですが、実際にはその前に特許庁の事務局のほうから、自己評価というものを説明いただいております。それを参考にして評価のところをつけているというのが現状なわけです。それを考えるときに、こういう評価のあり方というのは、結果が正しいとか何とかということではなくて、常に毎年のようにこういう評価をやって、それを委員が自分の目で、特許庁はこういうふうにして評価をしているのだなということを見て、という形で常に運動としてというのでしょうか、動いていくという形でその過程に意味があると思っております。そういう過程が毎年繰り返させることによって、審査の品質が向上していくのが実態であろうと思っております。それを考えると、むしろ個々の委員がどう評価したかということは別に、特許庁としてはこのように自己評価をしているということも内外にお示しいただいたほうが、むしろ透明性という点からするとよいのではないかという印象を持っております。以上が全般的な私の考え方でございます。

あと委員の皆様方は、審査の結果を直接に受ける企業の方とか弁理士の先生方とは違い、私などは実際の審査の結果というのを直に見るといえるのか、影響を受けることは意外に少なく、何か特定の特許権が問題になったときに審判の段階でかかわるとか、それから裁判所に侵害訴訟がかかった段階で、無効の抗弁をするときに審査経過を全部見直すという形

でしか実際は見るのが少ないのです。そういう観点からすると、審判についてはちょっと言いたいこともあるのですが、審査に関しては特に言いたいことはないというか、全般として見ると記録など過去のを拝見すると、最近の拒絶理由であるとかそういったものはかなりよく整理されているなというか、理由が随分きっちり書いてあって、しかも様式も割と統一されていて、どこを見ればどういうことだったのかというのが割とよくわかるようになっているという意味では、すごく向上しているのではないかと考えております。

これはただ単なる外部ユーザーの一般的な印象ですので、別に委員としての意見というわけではないですけれども、最初の話に戻りますが、この運動としてというか、そういう評価を続けていく努力というものが内外に発信されることが一番重要なことだと思っておりますので、そういう観点から今後ともこういう取り組みをぜひ続けていただきたいと思っております。

あと実際何やっているか本当に知らないところがあるので、そういう観点からすれば、本当に実際何をやっているのだろうかというのを、私どもがどこか一部の領域でいいのですけれども、ランダムに検証できる機会があれば、それはそれでその検証した結果がどうこうというのではなくて、検証する機会があること自体が自己評価のやり方というか、それにより客観的な目を持ち込む契機になるのではないかと考えておりまして、その点も1点申し上げたいと思っております。

以上でございます。

○相澤委員長 ありがとうございます。

仁科さん、お願いします。

○仁科企画調査官 御意見、御指摘ありがとうございます。大きく分けまして2点、御指摘いただいたと思います。1点目が、特許庁の言い値で評価せざるを得ないのではないかという御指摘。2点目が、委員の皆様が評価していただくに当たりまして、参考として特許庁から説明させていただいております評価についての考え方につきまして、これは公表したらどうかという2点だったかと思っております。

まず1点目でございますが、特許庁にて作成しております資料の2から5に基づいて、委員の皆様が評価していただきたいという形をお願いしていることから、今回のような御指摘をいただいたと考えております。さすがに資料に基づく評価だけということになりますと、伝聞調になってしまいまして難しいというのはおっしゃるとおりかと思ひまして、今回このような委員会の場でも質疑の場を設けさせていただいている趣旨は、できるだけ

委員の皆様の疑問に答えたいということで設けさせていただいております。

ただ、先生のほうからも御提案ありましたとおり、実際に特許庁にお越しいただいて現場を見ていただくことも可能かと考えております。全ての取り組みについてご覧いただくのはなかなか難しいかと思えますけれども、評価に当たって必要だということであれば、委員の皆様のほうで特に御関心のある取り組みにつきまして、特許庁のほうにお越しいただいて、審査とか品質管理の現場を御視察いただいたり、あるいは現場の審査官とか品質管理官の声をお聞きいただくことも可能かと思えますので、事務局のほうに御連絡いただければと思います。

2点目ですが、特許庁からお示ししております評価に対する考え方でございますけれども、こちらは委員の皆様の中から、評価をしていただくに当たりまして、特許庁の考え方も参考として示してほしいという御要望がございましたので、我々としての考え方をお示ししているものでございます。そういった意味では、これまで委員の皆様の評価の御参考という形で提示させていただいているものでございますが、今回はその公表について御提案いただいたということもございますので、今後検討していきたいと考えております。

また先生のほうから、こういった評価の仕組みを継続すること、また対外的に発信することが重要だという御指摘をいただいております。これにつきましても御指摘のとおりでございますので、私どもとしても、こういった取り組みについて積極的に情報発信をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○相澤委員長 よろしいですか。

審判について御意見がありました。本委員会は審査を検討の対象としておりますので、その点をご理解いただければ、幸いです。

竹本委員どうぞ。

○竹本委員 私はユーザーの立場から参加させていただいております。先ほども委員からお話がありましたように、品質向上こそがこの委員会の非常に大きな意義だと思います。そして、その向上の切り口を、常に変化させていく部分が品質管理にあるだろうと思っております。もちろん特許庁には審査で公平・中立な判断をいただいているわけですが、審査が適正という点につきましても、スピードも適正加減もあるでしょうし、権利の幅も適正加減があるでしょう。先ほど長官がおっしゃったようにIoTの社会で日本が引っ張っていくには、様々な観点から品質の適正加減の変化を考える必要もあると思いま

す。このように考えると、常に変化させていく部分が品質管理においてあると思われる。リジットになってはいけない委員会ではないかという感想を持っております。

そういう意味でこの11の評価項目を見てみましたら、変化が必要な項目と、変化よりも整備、管理、運営が重要な項目があるのではないかと考えております。例えば①番の文書作成状況でございますが、ポリシーは常に同じものではなく、変化させていくべきものであるし、マニュアル等もまた時代に応じて変化が必要と思います。

私ども企業では知的財産権が意思決定のキーファクターとなって来ていると思います。知的財産権がないことには海外へ進出するのは非常に難しいという状況からしますと、日本特許庁の品質が世界最高品質であられることは非常に大きいことと思いますので、頑張っていたきたいと思うところがございます。⑧番に、審査の質の分析、課題抽出がございます。特許では、内部レビュー、決裁、品質監査、部分監査、ユーザー評価調査、ユーザー意見交換という項目がございます。意匠、商標では特許と対比しますと決裁と部分監査がまだ落ちているという状況とうかがわれます。このような項目は、状況に応じ、変化させる必要があるかと思っております。

⑩番は、品質管理の取り組みの改善でございます。意匠を見ていただきますと、今回ハーグ協定に加盟後、国際的な取り組みを計られています。こういう変化が毎年起こって、そこも評価していくことが重要であると思っております。

特に最近、特許庁の活動で、ありがたいと思う部分は国際関係だと思っております。特許の⑩を見ていただきますと、長官自ら及び技監、その他特許庁幹部の皆様が、お忙しい中、ご出張されてさまざまな方面で取り組んでいただいております。こういう活動が今後さらに重要になってくるだろうと思っております。

日本には国際的、グローバル化した企業もある一方で、まだまだこれからグローバル化しなければいけない企業も多くあります。そのような企業においては、国際情勢や感覚、グローバルセンスをどこから入手するか大きな課題です。この点は、特許庁に期待されるところが大きいのではないかとと思っております。

今のような評価について概略を申し上げますと、例えば⑩番の外部情報発信では、三極、ASEAN、第三世界と様々な環境がある中で、当年度の重点目標を設定し、これに対し今年目標を達成した、さらに課題を抽出したという内容であれば評価は非常に客観性があると思っておりますが、実績のみ記載しこれを評価することでは客観性に乏しいように思った次第でございます。

評価内容については、既に御報告していますので、特に申し上げることはございませんが、そういった観点でもう二点だけ申し上げます。参考資料1に評価項目がございまして、「極めて良好」との評価は、品質向上のために必要とされる取り組みが計画されて、その計画どおりに実施され、かつ、取り組みに向けてさらなる品質の向上に資するということがキーとなっております。

特許の⑥番について、私は「極めて良好」と評価をいたしました。これは、拒絶理由の統一化についてユーザーからの要望に対応された点と、日米協働調査を開始された点を、「さらなる」の部分と理解してこのように評価しました。できれば何が初期の目標で、何が「さらなる」部分なのかを分けて書いていただくと、客観性のある評価結果となるのではないかと考えております。

最後にもう一点、⑧番について御説明いたします。先ほどの参考資料1で、総合的な視点から行われているとございます。その総合的な視点というのが、審査の質という視点では非常に見極め難いと思います。審査の質は目標に達する到達度でしかないと思うのですが内部監査であるとかユーザーの声とかいろいろございます。どの視点があれば総合的と言えるのかを一度、御検討いただきたいと思います。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

仁科さん、お願いします。

○仁科企画調査官 竹本委員、ありがとうございます。幾つか御指摘いただいておりますので、それぞれにつきまして私のほうから御回答差し上げたいと思います。

まず変化への対応をしっかりすべしということでございまして、これは御指摘のとおりでございます。品質管理の専門家の前でこういったことを申し上げるのは僭越かと思えますけれども、品質管理の取り組みというのは、継続的に改善を行っていく取り組みだと考えておりますので、まさに変化への対応ということ、ポリシーの改善も含めという御指摘をいただいておりますけれども、そういった継続的な改善は行っていきたいと考えております。

次に2点目でございますが、評価項目⑥における「極めて良好」な評価に当たりまして、目的の達成とさらに、さらなる品質の向上に資する効果が得られているかということが評価項目になっているわけでございますが、これは竹本委員御指摘のとおり、現在作成している資料の中では、当初の目的とさらなる効果のところがわかりにくいというところで

ございましたので、これは第2回目の今年度末の評価に当たりましては、その辺がわかるような形で資料の作成をしていきたいと思っております。

その次が評価項目⑧番の総合評価についての御意見かと思えます。定義づけを変化させるとか、そういったところも含めて、しっかりやるべきではないかという御指摘だったかと思えます。この評価項目⑧のところ、総合的な評価を行うという考え方を導入させていただきまして、昨年度の第2回の委員会におきまして、中條委員から御提案をいただきまして、この評価項目の中に評価基準として入れさせていただいたものでございます。私どもの理解としては、この総合的な評価というのは、個々の取り組みについて分析したり課題を抽出したりするだけではなくて、複数の取り組みについて横断的にながめて、さらにユーザーのニーズとか我々が持っているリソースを考慮しながら解決すべき課題について、どれについて優先的に取り組むのかということ进行分析する。そういったことが総合的な評価ということ、総合的な我々の分析ということになっているのではないかと理解しまして、行っているところでございます。

資料の3から5の中では評価項目⑧という項目を、それぞれ特許、意匠、商標について設けてございますけれども、それぞれの資料の中では、課題の抽出という項目の中で複数の取り組みを特定しまして、複数の取り組みを組み合わせることで課題の分析を行っておりますので、先ほど申し上げました理解のもと総合的な分析をさせていただいているという理解でございます。

また、資料2という形で皆様にお示ししている取り組みにつきましても、昨年、皆様からいただきました御提言の中から、我々として優先的に取り組むべき事項を抽出して行っておりますので、それも総合的な評価、あるいは総合的な分析の結果であると考えております。

私のほうから以上でございます。もし総合的な評価につきまして中條委員のほうから、私どもの理解の良し悪しを含めまして、御意見があるようでしたらよろしくお願いたします。

もう一つ、国際的な取り組みにつきましても御提言いただいたかと思えます。これは特許庁としても非常に重要な取り組みと思っております。我が国の審査の質が高いということできれば積極的に発信していきたいと思っております。そうすることが日本で取得した権利を海外において、産業界の皆様が権利取得するに当たって、よりスムーズな海外における権利取得が行える重要なファクターになると考えておりますので、国際的な品

質管理に関する情報発信とか情報の共有は積極的に今後も進めていきたいと考えております。

○中條委員 特にありません。

○相澤委員長 よろしいですか。

田沼委員、お願いいたします。

○田沼委員 田沼でございます。全般的に前年度に比較して非常に取り組みが改善されて、評価が上がっております。特に品質管理に関する研修を実施していただいて、審査官の方の理解を確認する取り組みを実施していただいたこと、あとは品質管理の専任者を、いない部門もあったのですけれども、専任者を配置していただいたこと、あとはユーザーとのコミュニケーションを増大させていただいていることが大きな改善点だと思っております。ユーザー評価に関して、非常に多くのアンケートとか意見交換を実施していただいているのですが、アンケート結果などを工夫して分析していただくことで、ユーザー評価を最大限に生かしていただきたいと思っております。

ユーザーの立場から少し申し上げますと、アンケートの回答をする際に、純粋に審査品質を評価させていただく場合と、多少出願人の状況とか利己的な部分も含めて、こういう権利を取りたかったんだよねという気持ちも込めて、こう審査してほしいとお答えする場合と、あとは審査基準に照らせばそうなんだけれども、最近では技術動向が変わって、むしろ少し変えていただかなければいけないのではないかとというような気持ちでお答えする場合がありますので、そのあたりを分析できるような質問方法とか分析手法を御検討いただきますと、このユーザーとのコミュニケーションを増やしていただいたことの効果を最大限に発揮できるのではないかと考えています。

それから、改善提案もまざってしまうのですけれども、定量評価の指標を要否も含めて御検討いただきたいということを書かせていただいております。これは2つ目的があると思っております。一つは目標値を掲げて高品質を維持するという当然ながら発生する目的ですけれども、もう一つは、評価を数値であらわすことによって変化とか、もっと伸びるはずなのに伸びていないということが見えやすくなってきて、品質だけでなく世の中に合っていないのではないかと。先ほど竹本委員から、変化も必要だということがありましたけれども、そろそろ変化が必要な時期なのではないかという深い分析につながることもあるのではないかと考えています。指標を決めるのは非常に難しい作業ではあると思うのですが、国外の状況とかいろいろと情報を収集していただいて、指標を何かしらの形で定めて、数

値で結果を出すようなことをしていただけたらいいのではないかと考えております。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

仁科さん、お願いします。

○仁科企画調査官 田沼委員、ありがとうございます。まずアンケート調査の質問の様式の変更でございますけれども、これは田沼委員御指摘のとおりでございます。ユーザーの皆様のお返事を分析しつつ、よりユーザーの皆様のニーズを把握するにはこういった質問項目にすべきとか、あるいは今まであった質問を削除する、変更するということを検討していかなければいけないと考えております。

今年のユーザー評価におきましても、例えば特許については、昨年度の評価の結果を踏まえまして、先ほど何度か出ておりますけれども、質に関する変化の度合いをお聞きするとか、個別の施策についての評価をいただくとかいう項目を設けておりますので、先ほど御指摘のありました技術の変化への対応につきまして、ユーザーの皆様の御懸念があるということであれば、そういった項目の追加も含めまして、今後検討していきたいと考えております。

2番目の定量的な品質目標の設定でございますが、田沼委員からも御指摘いただいておりますとおり、定量的な目標の設定は難しいところでございます。海外の状況を聞いておりますと、アメリカにおいても、コンポジット・メトリックスと呼ばれております、複合メトリックスがなかなかユーザーの理解が得られないとか、質の目標を正確にあらわしていないのではないかという指摘を受けて、見直しを行っているという聞いております。

冒頭に申し上げましたとおり、今年度、海外の特許庁における品質目標の調査を行っておりますので、アメリカの状況等踏まえまして、私どもとしてもできるだけ客観的な評価が行えるような目標の設定につきまして、検討していきたいと考えているところでございます。

○相澤委員長 岩崎さん、山田さん、青木さん、よろしいですか。

青木さんどうぞ。

○青木商標課長 商標に関して申し上げます。仁科企画調査官の説明と重複するのですが、商標に関しては、ユーザー調査やサンプルチェックについて対象数を増やして実施しております。それはまだ収集中、分析中でございますので、評価はまだ示せないのですが、対象数を増やすことによって、個別の項目に関する評価が全体の評価に対す

る影響といった相関関係などもより具体的、より精緻に示すことができるようになるのではないかと考えております。

それから、アンケートの質問項目については、確かに登録か拒絶かの結果によって、そのアンケートの回答も異なってくると我々としても認識するところでございますので、もう少し回答者からより正確な、といいますか、意図を酌んだ回答が得られるような質問を工夫したいと考えております。

○相澤委員長 ありがとうございます。

田沼委員、よろしいですか。

長澤委員、お願いいたします。

○長澤委員 長澤でございます。今回の資料を拝見して、非常に仕組みの整備が進んだという印象を受けておりまして、社内でも非常に好評でございます。今、定量的な評価、目標という話が出ましたが、私も社内で人事評価の真最中ですが、これを定量的に評価すると、その目標だけ達成すればほかはやらないという方も出てくる等、非常に難しい面があります。人事評価の場合は、それだけは周りの人の評価を聞いて決めることがあります。これは今回の評価に置き換えて簡単に言うと、ユーザーからのフィードバックが数値目標よりも大事なのではないかと思えます。

特許については、私のほうから提案させていただいたのは、サンプル数のことと、審判からのフィードバックはどうやられているのかなということが気になりましたので、そこを指摘させていただいて、その点だけが「概ね達成」で、それ以外は全て「良好」以上の評価ということになっています。

今回特許については、ユーザーと言っても私はもう権利化を外れていますので、実際に権利化を担当している人間にアンケートを書かせて、持ってきました。1つは全般的な特許審査の質というものと、最近の拒絶理由の記載という2項目について、どうですかという評価を大体100人ぐらいから回答が来まして、審査全般については、14%が、「良くなっている」という回答です。残りの86%のうち85%は、「悪くなっていない」。すなわちこれまでどおり良好であると考えていいと思うのですが、わずか1%の人だけが「悪くなっている」というので、改善は進んでいるのであろうと思えます。

それから、拒絶理由通知の記載については、何と42%の方が、「良くなっている」という回答でした。それを一言で簡単に言いますと、まず拒絶理由通知については、皆様からも御指摘がありましたように、記載が丁寧になったという評価が非常に多うございました。

それから、記載様式の見直しについても非常に好評でして、非常にわかりやすくなったというのと、ばらつきがなくなったという評価があります。ただ、変わっていないと書いた方の中の一つに、従属項が相変わらず一まとめになって拒絶されている、という意見も出ていました。ただ、全般には向上しているだろうという評価でした。

それから、審査全般について、「良くなっている」という人のほとんどは、36条の拒絶理由通知が非常に正確になってきたのではないかとという評価で、拒絶理由通知をもらうのでユーザーとしては喜ばしくないと思う方向もあるのですが、「役に立つ」という最後の特許庁の言葉から考えると、36条のミスがあるところを指摘していただいたほうがむしろ権利的には強くなっていいという様なことを書いている人が多かったです。36条の拒絶に関しては、F A 1 1のころより厳しくなったことは歓迎であるという意見も出ています。

ただ一つ、ほんの数人ですが、異議申立制度が始まってから、進歩性の判断が厳しくなったのではないかと、実施例に限定させようとする審査官が増えているのではないかとという意見がありました。私は検証していませんのでそれ以上申し上げませんが、そういう意見もあったということを御参考までに話したいと思います。

特許については以上です。

意匠、商標についてですが、「概ね達成」という評価をしたのは、ほとんどリソース問題の話に終始しておりまして、全てそれにかかわるところになっていると思います。特に先ほどから話が出ています産業動向、産業構造の変化、I o Tという話が出ている中でいろいろなものにディスプレイがつくようになってまいりまして、我々の製品もそうですし、車も、家電もディスプレイがついていくという背景から、画面意匠というものが極めて大事になってきています。我々のほうでも、意匠出願を増やそうと社内では言っているのですが、なかなか増加しない状況があります。

その一つの理由は、どこまで有効に権利化できるのだろうかということが完全に分かっていないからです。つまり、今までの物体の意匠は慣れているので、ある程度は、これは通る、これは新規だ、価値がある等という評価はできるのですが、まだ我々自身の問題なのですが、画面意匠の評価というものになれていない、どこまでだったら権利になるのだろうかというのがいまいちわかっていないということが、問題だと思うのです。そういう意味では内外への発信という言葉がありましたけど、それは非常にありがたいと思います。特に意匠は、裁判官がまだまだ経験の浅い人が多い新興国で非常に使い易い権利であると思っております。意匠権の活用というのは特に新興国では非常に重要視しています。そ

ういう意味でも、外に向けて審査基準というのを発信していただけると、我々にとっては非常に大きな追い風になっていくと思います。

商標も同じく、商標も新しいタイプの商標、色とか音というものについてなかなか弊社のメンバーもなじんでおらず、何となく躊躇しているような状況がまだ続いています。出願件数もあまり増えてなくて申しわけないと思っているので、同じように日本である程度の基準ができたものを発信していただけると、裁判に行かないでもさまざまな国の方々と交渉するときに、こういうものは権利として認められているのだよという発言ができ、非常にありがたいと思います。従って、特に発信をお願いしたいと思っています。

もう一つ話題にしたいのは、3Dプリンターが最近話題になっていて、今までは特許で押さえる場合は製造国、販売国、市場に鑑みて特許をどの国へ出そうかと考えるのですが、3Dプリンターである程度の部品や特許性のあるものが消費地で作り始められますと、製造国が分散するという現象が起きます。その場合には市場だけで対応するのですが、市場の小さい国についてまでも、まさか全ての国に出願するわけにもいかない。そういったときに著作権というものが頭に思い浮かんで、3Dプリンターのデータというのは著作権でカバーできるのだろうか、意匠権が使えるのだろうかという議論をよくしてしまして、その辺はぜひ考えていただけるとありがたいなと思っております。

以上です。

○相澤委員長 それでは、岩崎さん、お願いします。

○岩崎調整課長 まず特許のほうから、先ほど御社のほうでアンケート調査をしていたということで、非常に高い評価をどうもありがとうございました。ぜひ、このユーザー評価ではありませんけれども、定点で見ていただいて忌憚のない意見を我々のほうに投げいただくと幸いです。先ほど末尾のほうで異議の話がありました。その点についてはテイクノートさせていただきます。どうもありがとうございました。

○相澤委員長 山田さん、お願いします。

○山田意匠課長 さまざまな御意見、ありがとうございます。まずリソース問題につきましては、昨年来、出ておりますので、限られたリソースの中におきましても、効率を見直しながら取り組んでまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

また、画像デザインにつきまして御意見をいただいております、これが非常に弊社にとっても有効、それから今後発展するのではないかという御意見、大変ありがとうございます。これにつきましても、今、意匠制度小委員会、もしくは審査基準ワーキンググループの中

において整備を進めておりますので、整理がつきましたら、ぜひ我々のほうからアナウンス、周知を図ってまいりたいと思います。わかりやすく基準の中に示してほしいという御意見も多数いただいておりますので、これについても我々は取り組んでいきたいと思っております。

それから、裁判所が未熟な国においては意匠権が非常に有効というところ、我々もこれらも海外の調査を含めながら御意見を賜りたいと思っております。幾つかの国についてはそうしたお話もいただいておりますので、こうした情報も少し集めつつ、どういった取り組みができるのかということは考えてまいりたいと思っております。

それから、3Dプリンターのお話をいただいておりますけれども、まだまだ私どもも調査、分析、研究ができておりません。これは少し考えて検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○相澤委員長 青木さん、お願いします。

○青木商標課長 商標について申し上げます。新商標について御指摘いただきましたけれども、今年の4月から出願の受け付けを開始しまして、12月の時点で1100件を超える出願をいただいております。これが多いか少ないかといいますと、例えば日本よりも何十年も前に導入しているアメリカ、ヨーロッパでも、1000件というのは何十年もかけて出願を受け付けたという数ですので、そういう意味では日本のユーザーの皆様は非常にこの新しいタイプの商標についても御関心がある、あるいは防御的に取っておこうとか出願しておこう、そういう対応をとられたということかと認識しております。

先般、最初の登録査定を43件ほど発表させていただきましたけれども、これからは逆に拒絶理由通知を出願人の皆様に随時発送して、それについての意見をいただいたり、補正をいただいたり、あるいは審判で調整したりすることによって、実際にどういったものが登録になるのだろうか、どういった書き方が適切なのだろうか、そういったことはだんだん実務的にも収斂していくのではないかと思います。我々としても、審査基準は整備しましたけれども、それをより具体化したものとか、運用についてより精緻に定めていきたいと考えておりますので、ぜひ御利用いただければと思います。ありがとうございます。

○相澤委員長 長澤委員、よろしいですか。

審判に関する部分につきましては、本委員会の検討の範囲は審査ですので、御理解いただければ、幸いです。それから著作権に関しては、本委員会の検討の対象の範囲外ですので、ご理解ください。

中條委員、よろしく申し上げます。

○中條委員 席上配布資料の評価結果の私のところをざっと見ていただくと、何カ所か緑をつけさせていただきました。若干、特許、意匠、商標で違うのですが、項目の⑨番と⑩番は全部、「概ね達成」という低い評価をさせていただきました。

理由ですが、資料2に今年度いろいろ取り組まれた改善の内容が書いてあります。ただ、これはあくまでも業務、プロセスをどう変えたかという話を書いてあるだけで、対応する結果が書いてありません。プロセスをこう直したので結果がこう変わったということが示されて初めて改善ができているということが評価できるのですが、結果に関する記述がないということで、こういう評価をしました。

そういう意味では、最終の評価のときにぜひお願いしたいことがあります。席上配布資料の中に品質監査の結果をまとめたものがあります。必ずしも必要なものが記されているということではないと思うのですが、ここにある程度は結果が示されています。現在の資料には今年度の数値しか書いてないのですが、昨年度の数値から今年度の数値がどう変わったかということをご示していただきたいと思います。プロセスをこう変えました。結果のほうはこう変わりました。その対応関係が見えれば、実施されていることが有効か有効でないかということの評価できます。お願いしたいのは、当該の席上配布資料に、昨年度の値が幾つで今年度は幾つですということをご示していただきたいということです。

もう一つは、たまたま値が上がっただけかもしれませんので、自分たちのやった改善の取り組みがここに効いたということの論理的な説明をつけていただきたい。それが納得できるものであれば、確かによくやられましたよねという話になるだろうと思います。

私自身はざっと去年の資料と比べさせていただいたのですが、特許のほうは余り変わっていません。変わっているのが一番下の形式のチェック結果で、去年と比較すると、この部分は結構改善されたと思います。ただし、残念ながら内容のチェック結果に関しては、必ずしもよくなっていないようです。

一方、意匠のほうは、これは項目が一つしか書かれていないのですが、去年と比較すると、非常によくなっています。こういう変化を示していただいて、このプロセスの改善がよく効いたということを実実に基づいて説明いただければ、私は喜んで「良好」とか、「極めて良好」とかけさせていただくことができます。ぜひそういうことをお願いできればということです。

次に、改めて当該の席上配布資料を見ると、必ずしも十分必要なものがそろっているわ

けではないことに気付きます。基本的には審査を考えると、「拒絶したものが拒絶されるべきものだったのか」と、「通したものが本当に通してよいものだったのか」、この2つの面が必ずあると思います。それらをあらわすような指標をぜひここに入れていただきたいということも合わせてお願いしたいと思います。

それから、満足度調査の結果も、当該の席上配布資料の中に入れても構わないのではないかと思います。これは総合的な評価ということになると思います。満足評価というと5段階なので、どう数値化しますかという話がありますが、普通は4とか5をつけてもらわないといけないので、4+5の割合ということで書いていただいたらいいのではないかと思います。そうすると多分特許のほうは、去年は国内出願に関して満足の割合は50%ぐらいだったのが、今年は55%ぐらいになっていますので、ちょっとよくなっているのかなということが見えるのではないかと思います。そういう項目もぜひ追加いただいたらと思います。

言いたいのは主にそのことですが、あと一点ほかにも緑の「概ね達成」をつけたところがあって、これは商標の文書の作成状況のところですか。特許や意匠と似たような品質マニュアルをつくっているのに、何でここだけ「概ね達成」なのですかと言われてそうです。マニュアルを見ていただいて、意匠の一番最後を見ていただくと、ここに品質ポリシーに対して、品質マニュアルの記載された取り組み内容が、こういうふうに対応しますということが一覧表で示してあります。これは特許のほうも同じです。ところが残念ながら、商標のほうにはそういう表がありません。ポリシーと業務とがどう結びついているのかという自分たちの考え方が示されていないわけです。ここがクリアされれば私は「良好」につけられると思いますので、是非検討頂ければと思います。

ついでに、特許と意匠のほうは、何で「良好」で「極めて良好」じゃないのかと言われてそうです。実はさっきの一覧表の横に品質監査の結果をまとめた席上配布資料に示されていたような品質指標が張りついているということであれば、私は「極めて良好」と考えていいのではないかと思います。残念ながら、ポリシーと業務は結びついているのですが、それと結果の評価指標とが結びついていないので、体制としてはまだ「極めて良好」とは言えないと判断しました。

以上2点です。よろしく申し上げます。

○相澤委員長 ありがとうございます。

仁科さん、よろしく申し上げます。

○仁科企画調査官 中條委員、ありがとうございます。まず最初に、御指摘いただいた事項、私どもから提示させていただいております資料2では、そのプロセスをどう変えたかということしか書いてなくて、その結果どういう結果が得られたのかということの説明は不十分だという御指摘だと思います。これは浅見委員からも同様な御指摘をいただいておりますので、次回の資料作成に当たりましては、定量的なものを示せるかどうかというのにはありますが、定性的なもの、ユーザーの御意見等も含めまして、我々としてこういった形で質の向上を検証するのかということがわかるような資料にしたいと思っております。

○中條委員 基本的には品質監査の結果をまとめた席上配布資料が、結果の定量的な指標の一部を示すものになっていますので、逆に言うとそこに示されている定量的な指標と行われた改善活動との結びつきをちゃんと説明いただければ、それで十分です。

○仁科企画調査官 つぎに席上配布資料の中の品質監査の結果でございます。こちらにつきましても昨年との対比ができていないのではないかと御指摘をいただいているところでございますが、品質監査につきましても、先ほどほかの委員からも御紹介がありましたとおり、今年度から決裁後発送前のサンプルチェックという形に変えておりまして、昨年とは必ずしも1対1で比較はできないかと思ひまして、昨年との比較はさせていただいておりませんが、そういった条件の変化を示した上で対比することはできるかと思ひますので、そういった形の資料の作成を進めてまいりたいと思っております。

○相澤委員長 岩崎さん、山田さん、いいですか。

青木さん、お願いします。

○青木商標課長 ポリシーとマニュアルの関係について極めて端的な御指摘いただきました。我々としても確かにそういったところがわかりにくくなっていると思ひますので、再度、検討させていただきたいと思ひます。ありがとうございました。

○相澤委員長 中村委員、よろしいですか。

○中村委員 弁理士の中村です。前回の委員会から少し時間があきましたので、前回の自分の評価もまた改めて見直しながら、頂戴した資料を見て今回の評価の作業をさせていただきました。全般的な印象としては、非常に順調にこの品質管理が進んでいるように感じしております。それはユーザーの評価を見ても、また今回の各委員の方々の評価を見ても、きちんと品質管理が進んでいるのだなという印象を持っております。このことに関しては、代理人としては特許庁の努力に感謝申し上げたいと思ひます。

今、ユーザー評価の話もしましたけれども、本委員会は審査の品質管理というのがテー

までして、審査の品質というのは、審査というのはまさに特許庁が提供する行政サービスのコアの部分、一番中心の部分です。この行政サービスの提供先はユーザーだということですから、必ずユーザーと近い距離にいて、ユーザーニーズを酌んでユーザーの意見を聞いて、それを反映していくことが品質管理、品質の向上に直接的につながるのだと思います。この点、アンケート等なさっているし情報発信もなさっているということで、さらにユーザーとの意見交換とか情報収集ということを進めていただきたいと思います。

その裏表の関係になるのかもしれませんが、ユーザーの満足度を向上させるためには、特許庁が品質管理についてこれだけの努力をしているということをごきちんとしていただけて、アピールしていただけて、ユーザーにもある程度納得していただくことが満足度を向上させるためには必要なだろうと思います。きちんとして品質管理を内部で進めていただけておりますので、謙虚になり過ぎずに大いにアピールしていただけて、ユーザーにも納得していただくのも重要なのではないかと考えております。

個別の分野については、特許については品質管理の監査に関する人員も増強していますし、監査の対象件数も増強している。また、マニュアル等の資料も充実させているということで、これを進めていただきたいと思います。

意匠、商標については、特許に比べるとやや体制が弱いということもあって、まだ特許には追いついてないかもしれないですけども、先ほどの青木課長の御説明でも、今後さらに改善していきますということですので、これを進めていただきたいと思います。意匠については、ハーグが入りましたので、これへの対応をなさっている。商標については、新商標が入りまして、これも対応をなさっている。また商標審査基準については、今ワーキンググループでさらに全面的に改善していこうという努力もなさっているということで、進めていただきたいと思います。

一つお願いしたいのは、この品質管理の作業、検討を進めていくのと、必ずしも審査官の増員ということは結びつけないで考えていただけたほうがよろしいかと思います。今ある体制の中でなるべく品質を向上させて、管理をきちんとしていくということをお考えいただきたいと思います。その後に体制の増強ということはあるのかもしれないのですが、まずは今ある体制の中でお考えいただくのがいいのではないかと考えております。

簡単ですが、以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

仁科さん、お願いします。

○仁科企画調査官 中村委員、ありがとうございます。私どもの取り組みにつきまして、評価いただきまして御礼申し上げます。御指摘いただきました、特許庁が努力していることについて積極的に情報発信すべきという御指摘、まだまだ私どものアピール不足のところはあるかと思っておりますので、これがユーザーの皆様の満足度向上につながるという御指摘もございましたので、積極的に取り組んでいきたいと思っております。ありがとうございます。

○相澤委員長 青木さんどうぞ。

○青木商標課長 商標につきましても、民間企業、あるいは団体の皆さまとの意見交換や情報交流の場を増やしまして、昨年度1年分の回数既に倍ぐらい今の時点で実施しており、かつ、こういうことを行っておりますということを、一般にも公表できるような工夫をしたいと考えております。

それから、審査基準につきましては、先ほど委員から御指摘あったように、今年と来年の2年間かけまして商標審査基準の全面改訂を実施しており、産構審の商標審査基準ワーキンググループで御審議いただいております。これにつきましても、そういった意見交換や業界団体の皆さまとのディスカッションを反映して、審議会において検討していきたいと考えております。

○相澤委員長 御意見、ありがとうございます。中間評価につきましては、年度末に最終評価を作成することとしたいと思っておりますので、ここの段階でこの取りまとめはしないということにしたいと思っております。

(3) 中間評価に基づく実施体制・実施状況に対する改善提言について

○相澤委員長 次に、中間評価に基づく実施体制・実施状況に対する改善提案について、御議論いただきたいと思います。資料について事務局から説明をお願いいたします。

○仁科企画調査官 お手元にごございます資料6をご覧くださいませでしょうか。冒頭にも御紹介させていただきましたが、こちらに委員の皆様から事前にいただきました改善案につきまして取りまとめさせていただいております。資料6の1ページ目が特許に関する改善提言でございます。委員の皆様から共通していただきました御提言につきましては、一部まとめて記載させていただいているところもございます。

まず、1. 評価項目④の審査実施体制に関する御提言でございますが、委員の皆様から

は、審査官数の確保、その育成、あるいはアメリカとかヨーロッパの特許庁と比べまして、日本の審査官は一人当たりの負担が多いのではないかという御指摘をいただいております。ただ、この負担の比較に当たりましては、各国における先行技術調査業務を庁外に出しているか否かという点も含めた考慮が必要だという御指摘もあわせて頂戴しております。

次は2. 評価項目⑤の品質管理体制に関するものでございますが、こちらにつきましても体制をより一層整備すべきだという御提言とか、品質監査を適切に行うためのシステムの整備をすべきであるとか、審査官の技術分野の移動があった場合、配置換えがあった場合の品質監査の対応について工夫すべきであるという御提言をいただいております。

次に3. 評価項目⑥の品質向上のための取り組みに関する改善提言でございます。まず最初に、国外文献のサーチについてしっかり対応を行うべきという御提言をいただいております。また、異議申立の結果を利用したサーチの改善をすべきである。形式的な瑕疵の発生を低減するための支援ツールをより改善すべきである。さらには、外国特許文献のサーチのためのノウハウの蓄積とか、国内特許文献サーチのためのインデックスの整備を行うべきだという御提言をいただいております。また、審判からのフィードバックに関する仕組みを明確化すべきだという御提言をいただいております。

4. 評価項目⑦の品質検証のための取り組みに関するものとしましては、品質監査のさらなる拡大、サーチの適切性に関する品質管理手法の改善、さらにはサンプルチェック件数の増加という御提言をいただいているところでございます。裏面に移っていただきまして、続きでございますが、ユーザーとの意見交換の機会の拡充という御提言もいただいております。

5. 評価項目⑧の審査の質の分析・課題抽出に関するものでございます。これは先ほどの委員の皆様からの御意見の中にも出ておりますけれども、ユーザー評価調査の手法の見直しとか、評価基準における「総合的な視点」を明確化したらどうかという御提言をいただいております。

評価項目の⑨番、⑩番に関しては、この資料の6.、7. にまとめさせていただいております。PDCAサイクルを回すというからには、その改善の活動が結果として狙っているものを明確にした上で、それがさらに達成されているかどうかを適切に評価すべきだという御提言をいただいております。

次に8. 評価項目⑪の審査の質向上に関する取り組みの情報発信に関するものでございますが、こちらにつきましても先ほどの意見の中にございましたとおり、より積極的な情

報発信、また発信の効果の検証を行うべきだという御指摘をいただいております。

次に、3 ページ目から意匠に関するものの御提言を御紹介させていただきます。特許で御紹介させていただきました事項で共通するものにつきましては割愛させていただきます。意匠について特に御指摘いただいた事項を御紹介させていただきます。

2. の評価項目⑤の品質管理体制に関する御提言としまして、上から3つ目でございますが、品質関連施策の企画・立案を客観的かつ一元的に行う部署を設置したらどうかという御提言をいただいております。また、兼任となっております品質管理官の専任化という御提案もいただいております。

次に3. 評価項目⑥の品質向上のための取り組みに関するものとしまして、産業動向の変化やユーザーニーズを踏まえた意匠審査基準の見直しという改善案をいただいております。

次に4. 評価項目⑦の品質検証のための取り組みに関する事項としまして、国際意匠登録出願に対する対応ということで、それに対応した品質監査ですとか、あるいは国際意匠登録出願に対する協議の結果から収集した情報の分析、チェック項目の抽出という御提案をいただいております。

次に4 ページ目でございますが、評価項目⑩につきましては、特に意匠の取り組みに関して情報の発信を積極的に行うべしという御提言を多くいただいているところでございます。

次に5 ページ目に移りまして、商標に関する改善案について御紹介させていただきます。こちらも同様に特許、意匠に共通する事項は省略させていただきます。商標に特に御指摘いただいている点を御説明させていただきます。

1. 評価項目④の審査実施体制に関するものでございますが、上から3つ目、新しいタイプの商標審査が適切に行われるための体制の整備をすべきである。あるいは国外のビジネス活動の変化、インターネット環境の変化に対応して、審査体制を構築すべきだという御提案をいただいております。

次に2. 評価項目⑤の品質管理体制に関するものとしまして、こちらも意匠に関するものと同様でございますが、品質関連施策の企画・立案を客観的かつ一元的に行う部署をつくらどうかという御提案をいただいております。

次に3. 評価項目⑥の品質向上のための取り組みに関するものとしまして、産業動向の変化やユーザーニーズを踏まえた商標審査基準の見直しという御提案を複数の委員からい

ただいているところでございます。

以上、委員の皆様からいただいております提言を踏まえまして、今年度の残りの取り組みと来年度の取り組みの策定に当たりまして、取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○相澤委員長 ありがとうございます。

以上の説明に対しまして、御意見、御質問等をいただけますか。

竹本委員どうぞ。

○竹本委員 竹本でございます。私は人材リソースについては、一貫して増強が必要と述べてまいりました。これは、国際化というものを前提に考えたときに、国際競争に勝つにはいろいろな部門で、各国との協調へ向けた活動が必要になっており、さらに活発になってくるということから、特許庁に既に備わっている機能に加えエクストラの機能が多くの部分で必要になっていると思うからです。

そういう意味では、技術においてさまざまな進展が起こって新しくなる。商標、意匠についても、グローバルに対抗するための施策を導入されて、ハーグ協定や新たなタイプの商標を導入されました。こういったものに対応する機能が、今後日本国にとって非常に重要で、補強する機能かと思えます。もちろん機能として縮小しても良い機能もあるかもしれませんが、そういったことも踏まえると、安定したリソースの増強が現時点では必要ではないかということで書かせていただいているところでございます。

あと数点ございます。組織図でございますが、品質管理体制⑤番です。下部の絵にありますこの品質管理小委員会の位置づけでございます。ここは他国から見ると、外部的な監査委員会的に捉えられ、非常に良い機能だと思うのです。ところが目を転じますと、このページの一番下部の絵ですけど、特許庁が左にありまして、小委員会、ユーザー、海外特許庁というのが右にあって、要するにポンチ絵で矢印が立っているだけなのです。例えば小委員会はどこに矢印が向いているのか、長官なのか、技監なのか、はたまた特許庁という組織なのか、このあたりを明確にすべきではないかと思えます。

これは、ガバナンスに長けた表現を求められている米国、欧州は次の頁に表されているような書き方をしているわけですが、日本の今のイメージはこの点で甘いと思えます。例えば、ユーザーアンケートは、どこに入ってきてどこへ行くのか、海外特許庁の情報というのは、どこで取っていてどこへ行くのかというようなものをもうちょっと鮮明に示すと、日本のクオリティーガバナンス体制というのは、組織立てて整っているといったような、

ことが表現できると思います。まさに今ここで行われている取り組みが、世界に伝わりやすくなるのではないかと思います。

続きまして、ユーザーアンケートですが、今回は評価が上がったということで円グラフで記載されてございます。このアンケートは、我々も社内でみずからの業務のアンケートをとったりするわけですが、満足度を確認するのも非常に重要ですが、気づきえる部分が重要であると思います。特に比較的不満とおっしゃっている方々は、何か気づきを持っておられて、そこに施策としてピックアップすべきものもあるかもしれません。このあたりは、分析されていると思うのですが、この場ではどういうものがピックアップされて、それがフィードバックされているというのを見受けることができなかつたので、そのあたりを明確化されると良いかと思います。

人材リソースの件で申し添えますと、意匠に至っては3倍とか、商標に至っては1.6倍もの審査件数を処理されているという中で、特許庁の皆様は大変健闘されていると思います。アップルやインテルなど、世界で勝っている企業はブランドメッセージとしてコーポレートカラーやロゴ、音を巧みに使っています。言語を超えたメッセージがグローバルを制するという意味からすると、色や音、デザインは非常に重要です。グローバルに進出しようと思ったときに、みずからの企業のカラーや音、代表するデザインといった面を保護するという点では、今回の制度改正は非常に大きなインパクトがあると思っています。そういった意味ではこれは6番の品質向上のための取組みというところで、庁内の研修会は徹底してやられておりますので、非常に安心しているところでございますが、そこで得られた知見を外へ公表していただきたい。なぜ意匠がこんなに日本国において出願が少ないのかといったようなことも含め、分析していただきたいと思います。クールジャパンの流れ、人も含めていろいろな日本の文化が海外に出て行くときに、持っていくべき武器としては、意匠、商標というのは必ず押さえておくブランド要素だと思っています。若干ずれたかもしれませんが、リソースの面からという線でお話し申し上げたところでございます。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

仁科さん、お願いします。

○仁科企画調査官 竹本委員、ありがとうございます。まず最初に御指摘いただきました安定したリソースの増強というところにつきましては、特許庁として引き続き取り組んで

いきたいと思っております。次に評価項目⑤の中に記載されている図については、こちらは全体的な品質管理システムとあらわすということで、ある程度簡略化して記載させていただいているところがございます。しかし、先ほど委員の皆様から御指摘いただいているとおり、対外的にメッセージを発信する上では、ガバナンスの明確化ということは非常に重要な観点かと思っておりますので、そういった観点を踏まえまして、どこまで正確に記載できるかというところはあるかと思っておりますが、そのガバナンスの明確化という観点から、その図の記載につきましては見直しを考えていきたいと思っております。

ただ、御指摘いただきましたユーザー評価調査はどこで扱うかですとか、海外特許庁の情報公開についてどこの部署で担当するかどうかについては、参考資料2にございます品質マニュアルの中では、担当部署ですとか、どこが受けつけるかということをも明記してございますので、体制については、マニュアル上において既に見える化させていただいているという理解でございます。

○相澤委員長 山田さん、お願いします。

○山田意匠課長 大変貴重な御意見、ありがとうございました。今回の品質管理のアンケート調査、それから結果の中身からしまして、我々が取り組むべき優先順位もはっきりしてまいったと思っております。その中で今御意見いただいたように、我々が意匠制度を周知していくところが一つ優先順位として非常に高いのだなということがこれで見えてきたと思っております。

次は、周知する内容と手段を我々が真剣に取り組んで考えていくことだと思っておりますので、デザインとブランドを大切にするために、出願件数を増やすのみではなく、我が国で権利を取る効果、それから活用方法のようなども調査分析して、その内容の中に押し込めて皆様方に周知していくのだと思っておりますので、これについても優先順位がわかってきたことが、今回の品質管理の内容として我々が見えてきた一番の重要事項だと思っておりますので、今後とも取り組んでいきたいと思っております。

○相澤委員長 青木さん、お願いします。

○青木商標課長 新しいタイプの商標について、日本は世界の先進国の中ではほぼ一番後ろの制度導入になってしまいましたが、これには特許庁や政府の動きが慎重だったということもあります。一方で調査研究などはかなり早い時期から行っていましたが、ユーザーの皆様も、一部には世界で出願されている企業もいますけれども、全般にやはり慎重だったとか、余りニーズの気づきがなかったということもあったかと思っております。

商標制度もいろいろ改善、改良していきたいと思いますが、我々としてはなるべくそう
いったものについて、世界の情勢を見ながら日本国内でも発信したりディスカッションを
活発にやったりして行って、世界の中で後れをとらないというか、そこは抜け目なく、そ
ういった制度を活用していただけるように情報発信の共有をしていきたいと思っておいま
す。

○相澤委員長 ありがとうございます。

改善提案について御意見をいただければと思います。 浅見委員どうぞ。

○浅見委員 いろいろ取り上げていただいたことのやや補足的なところになるのですけれ
ども、ユーザーアンケートの結果というのが、改善するための一つの指標になるかと思っ
ていまして、ユーザーアンケートの結果を見ますと、特許のところについてなんですけれ
ども、やや不満が大きいというのが、一つがばらつきという点、それから進歩性や36条の
判断ですとかサーチのあたりが、この棒グラフなどを見ましても、今後やっていくべきこ
とというふうに書かれているかと思います。

ばらつきというのは、ほかの項目とは全然評価の軸が違っているものかと思います。こ
れは進歩性やサーチということにも当てはまるかと思うのですが、やはりばらつきの改善
というのは、協議とか品質監査といったような複数の審査官が関与するというのが、それ
を減らすための非常に重要なツールだと思います。本年度はそれを規模を拡大していただ
いているということだったと思うのですが、これをさらに推し進めていただければと思い
ます。そうなりますと、そのための人員が必要になって、審査官の人数を増やす必要があ
るかと思うのですが、そういう意味でも人を増やすという努力を続けて行っていただけれ
ばと思います。

それから、進歩性や記載要件の判断については、この9月に審査基準の改訂もしてい
たきましたので、その考え方を審査官に周知していただくとともに、それに基づく協議、
監査を充実していただければと思います。

それから、サーチの改善はなかなか難しいところがあるかと思うのですが、資料2を見
ますと、審査官は、登録調査機関が行ったサーチについては全件評価をしているというこ
とかと思うのです。ですので、全件とはもちろん言いませんけれども、何か一定の割合の
案件について、実際にどういふサーチをしたかといったような手法を記載して、そのサー
チ結果を審査官が評価者に説明するということをしていただいて、評価の対象を広げてい
っていただくというのも、もし御検討いただければありがたいと思っています。

それから、サーチに関しては先ほど異議申立ということも書かせていただきましたが、今後、来年度からの取り組みになると思うのですけれども、異議申立の結果の、これ異議申立は先行技術文献についていることが多いと思いますので、そういったものを適切に審査官にフィードバックしていただくような施策も進めていただければと思います。

以上でございます。

○相澤委員長 岩崎さん、お願いします。

○岩崎調整課長 どうもありがとうございました。先ほどリソースの点で竹本委員からもお話がありました。品質を高める意味で、協議、品質監査は非常に大事だと思っております。そのためにも増強は必要だと思っております。海外に対して発信していく意味でも、非常にリソースは大事だということは承知しているところでございますので、今後も努力していきたいと思っております。

2番目に、サーチに関してお話がありました。御案内のとおり登録調査機関が行ったサーチにつきましては、審査官は当然全件見ているわけであります。審査自体は審査官が行うということでもありますので、当然その下準備であります登録調査機関がやられたものについては、全件評価しているということでもあります。

一方、御指摘のありました審査官のサーチにつきましては、そのような形はとっていないわけですが、ただ一部の案件については、既に品質監査の中でサーチのやり直し等行って検証しているところであります。全件評価するというのは、誰がいつどのように行うのかというのは非常に大きい課題があるかと思っております。また、国際出願についてはサーチ履歴を使用した協議もほぼ全ての審査官が行っているところでありますし、サーチ手法の情報共有も積極的に行っているところであります。浅見委員の御指摘を踏まえて、サーチの質の向上につきまして、履歴云々も含めて今後も改善する方向で考えていきたいと思っております。

また、異議についてお話がありました。異議申立の結果については、来年度以降順次出てくることになると思いますので、その結果を注視しながら質の向上につなげていきたいと思っております。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございました。

小原委員どうぞ。

○小原委員 私からは、海外へのメッセージ発信ということで、伊藤長官が国際的な会合

で審査品質管理の向上の取り組みについて発信していただいている。そういう大舞台でのご発言は素晴らしい成果である一方でユーザーへのアンケート調査等によりユーザーの声を地道に吸い上げる活動を今後もお願いします。そのときには先ほどから申し上げておりますように、ユーザーの声を適切に評価するための質問の選定を御考慮いただきたいと思えます。

評価指標については私も慎重な議論を続けることが望ましいと思っておりますが、例えば今回品質監査の時期を決裁後、発送前に実施することに移行したことで、発送後に実施する場合よりも、協議の内容に広がりが出てくるのではないかと想像しております。協議に広がりが出てくるというのは、例えば何が問題になったかや、論理構成の何がよくて何が悪かったかというような協議が今まで以上に活発に行われ、その中から論理構成のパターン化ができ、それが評価の指標をつくり上げていく一つの材料にならないかと考えています。先ほど古城先生がおっしゃられていたように、この度特許庁が審査品質に関して評価する機関を設けたこと、そして、この機関が中心となって審査品質を向上させていく運動を続けていくこと自体に意義があり、その運動の中で評価の指標を見出すこともあると思えます。

人員の確保については、皆様のおっしゃられたとおりですが、登録調査機関の人員も含めた人員の確保という観点も必要かと思っております。

以上です。

○相澤委員長 仁科さん、お願いします。

○仁科企画調査官 小原委員、ありがとうございます。御指摘いただきました海外のメッセージ発信につきましては、引き続き取り組んでいきたいと思っております。また、ユーザーの皆様の声を拾うという観点で、これも先ほど御回答させていただいておりますけれども、皆様のニーズをちゃんと拾えるような質問項目の変更につきましては、今年度同様来年度の調査につきましても、しっかり検討していきたいと思っております。

ユーザー評価調査につきましては、今日御出席の皆様のほうにもいろいろお手間をおかけしている部分はあるかと思っておりますけれども、今日委員の皆様からいろいろ御指摘いただいているとおり、我々の審査の質が向上している状況を検証する上で重要なツールになっておりますので、引き続き調査について御協力いただければ幸いです。

○相澤委員長 いかがでしょうか、飯村委員、いかがですか。

○飯村委員 時間の関係もありますが、席上配布資料の各委員の中間評価中の、商標の項

目ですが、各委員の評価を横並びで表記していて、私一人が⑤番以降⑩番まで「極めて良好」ということで書いてございます。ということでちょっと目立つ評価になりました。商標に関しては、基本的に新しいタイプの商標の手続が始まる前において、慎重な審査すなわち従来のスタンスや判断基準が守られていることこそが重要なファクタであろうと思っておりました。そして、そのような姿勢は手続において実践されているというという漠然とした感想を持っていましたので、「極めて良好」ということで書かせていただきました。商標権は、他の知財権と異なり、一旦付与されますと永久に存続します。そして、著作権や不正競争防止法で保護される周知形態等とのバランスの中で、付与されるか否かが決められる要素もありますので、大きく変わることなく慎重にされている現状の審査の体制について、極めて良好であると考えてそのように記載させていただきました。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

長澤委員どうぞ。

○長澤委員 手短に。浅見委員とほぼ同じところですが、席上配布資料で一番気になったのは、ばらつきのない判断ということだと思うのです。広く・強く・役に立つという3つをそろえることが一番企業にとってはありがたいことで、それには予見性が高いというものが需要でございます。その予見性の高さは、非常に難しい判断である進歩性の判断が安定してくると高くなり、交渉や訴訟に非常に使いやすく、裁判に持っていく可能性も上がっていくということになります。これについては中條委員がおっしゃったように、今年と比べて来年どうなったかというのをぜひ見てみたいと思います。また、今取り組んでいらっしゃる品質監査や、私どもで話をした審判部からのフィードバックや、それから先ほどの異議のフィードバック等、どのように効いてくるかというのは非常に注目しておるところで、ぜひこれらの数字やフィードバックが上がってほしいと思います。今は、「比較的満足」と「満足」を足しても、「不満」と「比較的不満」をはるかに下回っている状況なので、これが少なくともフィフティ・フィフティ以上になってくれることを祈っております。

○相澤委員長 ありがとうございます。

皆様方の意見をお聞きしてから、まとめて特許庁からお答えをしたいと思います。

古城委員、いかがですか。

○古城委員 特にございませぬ。

○相澤委員長 ありがとうございます。

田沼委員、何か補足的にございますか。

○田沼委員 書かせていただいたとおりなのですが、人員の確保という点では、単に人を増やすということだけではなくて、システム化とか効率アップのためにできることは全てやっていた上で、必要な人員は確保していただきたいという意味で、改善提案として挙げさせていただきました。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

中條委員いかがですか。

○中條委員 資料6で「品質管理体制を強化してほしい」という話が出ているのですが、ちょっと気をつけていただきたいのは、品質管理体制というのは、品質をチェックする体制だけでは決してないということです。チェックすればそれでいいのかということそうではありません。品質をチェックする体制とチェックした結果に基づいてプロセスを改善する体制をあわせて品質管理体制と考えるとよいと思います。そこを誤解しないようにお願いできればと思います。

○相澤委員長 ありがとうございます。

中村委員どうぞ。

○中村委員 先ほども発言させていただきましたけれども、審査品質管理は非常に進んでいると思いますし、ぜひこれを進めていくことをお願いしたいと思います。また、ユーザーの意見聴取、コミュニケーションをより強めていただくのと、外部への発信を強めていただきたいと思います。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

それでは、仁科さん、お願いします。

○仁科企画調査官 委員の皆様、ありがとうございます。既に頂戴しております御提言に加えて、今補足いただきました事項を考慮しまして、今年度後半の取り組み、来年度の取り組みの策定に移りたいと考えております。

商標のほうから、飯村委員の御意見の件で何かありますでしょうか。

○青木商標課長 商標から一言。飯村委員から、そのような評価をいただくことは大変過分といたしますか、恐れ多いことでございますけれども、我々としても、そのような御期待

や評価に比べられるように、日々また改善しながら、慎重かつ適切な審査に努めていきたいと思えます。ありがとうございました。

○相澤委員長 岩崎さん、山田さん、よろしいですか。

各委員からいただきました評価及び改善提言につきましては、事務局で整理し、審査品質管理や来年度の計画の策定で生かしていきたいと思っております。

長官、よろしいですか。

それでは最後に、今後のスケジュールについて事務局からお願いします。

○仁科企画調査官 資料1の2ページ目に、今後の予定と書いております一覧表がございますが、本日12月17日に第1回の小委員会を開催させていただいております。第2回の委員会は3月に開催させていただきたいと考えております。第2回委員会では、こちらに挙げております4つの議題につきまして御審議いただく予定でございます。具体的な日程につきましては、この委員会終了後また委員の皆様と調整させていただくようにいたします。

また、今日お手元にお配りしております配布資料につきましては、机の上に置いていただければ後日郵送させていただくようにいたしますので、お荷物になるようでしたらそのまま置いてお帰riいただければと思えます。席上配布資料につきましては、調査の途中の段階の情報であるものですとか、委員個人のお名前を特定できる評価結果などがございしますので、委員限りの資料という扱いにさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○相澤委員長 それでは、以上をもちまして、産業構造審議会知的財産分科会平成27年度第1回審査品質管理小委員会を閉会いたします。

本日は長時間御審議いただきまして、どうもありがとうございました。

閉 会